

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>窓から生徒が落下する危険性があり、早急に開口制限器具を取り付けたい。普通教室（各クラスの教室）については、夏休み中（8月23日まで）に作業をする必要があるため、見積合せをしては打ち合わせ等に遅れが生じ、作業に取り掛かる時期も遅れてしまう。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>日産工業（株）は過去に当校の改修工事等を請け負っており、適正に業務を遂行した実績がある。また、下呂市萩原町に本社を構えており、不具合等があった際に迅速に対応ができるため同社を選定する。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。